# 第14回土木構築物検討会 護事録

**1.開催日時**:平成24年2月14日(火) 10:00~12:00

2. 開催場所:日本電気協会 4 B 会議室

3.出席者(順不同,敬称略)

出席委員:谷(横浜国大),山崎(首都大学東京),衣笠(東京工業大学),金谷(関西電力),

中村(原子力安全基盤機構),大友(電力中央研究所),藪(北海道電力),

佐藤(東北電力),高尾(東京電力),仲田(中部電力),大森(北陸電力),

小川(四国電力), 若松(電源開発), 生貞(九州電力) (計14名)

代理出席:國西(中国電力・黒岡代理) (計1名)

常時参加者:重光(関西電力),久松(中部電力) (計2名)

オブザーバー:鈴木(原技協) (計1名

事務局:日名田(日本電気協会) (計1名)

## 4.配付資料

資料 No.14-1 第 13 回 土木構造物検討会議事録(案)

資料 No.14-2 平成 24 年度 耐震設計分科会活動計画

資料 No.14-3 平成 24 年度 各分野の規格策定活動

資料 No.14-4 活断層手引きの記載内容フロー

資料 No.14-5 JEAG 改定について

参考資料 1 耐震設計分科会 土木構造物検討会委員名簿

参考資料 2 第 41 回原子力規格委員会議事録(案)

参考資料 3 第 41 回耐震設計分科会議事録(案)

参考資料 4 改定案執筆分担表

参考資料 5 公衆審査意見への対応について(周知)

#### 5.選事

## (1) 代理出席者の承認及び会議定足数の確認

事務局から,代理出席者1名の紹介を行い,規約に従って主査の承認を得た。また出席者は代理 出席者を含めて14名で,会議開催条件の「委員総数の2/3以上の出席(11名以上)」を満たしてい ることを確認した。(最終出席者15名)

また,常時参加者2名の変更および本日のオブザーバーの参加者1名について承認された。

## (2)前回議事録の確認

事務局から,資料 No.14-1 に基づき,第 13 回土木構築物検討会議事録(案)について説明がなされ,正式な議事録とすることが全員の挙手により承認された。

(3)平成24年度活動計画(案)および各分野の規格策定活動(案)について

事務局より,資料 No.14 2 および資料 No.14-3 に基づき耐震設計分科会の平成 24 年度活動計画および各分野の規格策定活動について説明がなされた。一部記載を修正し,耐震設計分科会に諮ることが了承された。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・津波に対する新たな組織を立ち上げる旨,資料 No.14-2 の JEAC4601(規程)案に記載されているが,資料 14-3 では JEAG が表に出ていて, JEAC がカッコ内となっており,資料 No.14-2 と資料 No.14-3 で不整合である。
- ・JEAG にも同じ文章を記載してはどうか。

津波水位評価については,組織を立ち上げることもなく,従来通り土木構造物検討会で検討するのであれば,津波の評価について一文を記載すればよい。

従来通りであれば,特に記載は必要ない。

- ・津波に対する新たな組織に津波の専門家の参加を考えているか。 具体的な組織の体制をどうするかの議論はこれからであり,先ずは,津波に対して新たな組織 を立ち上げることを前提として活動計画を作成している。
- ・組織を立ち上げること自体は承認された事項か。 承認は次回耐震設計分科会で審議されてのことになる。
- ・資料 No.14-2 を修正しないのであれば、資料 No.14-3 を修正することとし、「指針(規程) の改・制定」の記載は「規程の制定」にすべきとの意見が出たことを踏まえ検討すること。 修正する方向で検討する。

## (4) J E A G 4 6 0 1 改定について

金谷幹事より資料 No.14 5 に基づき,土木構造物検討会所管の JEAG4601 について改定時期他について,久松さんより資料 No.14-4 および土木学会で取りまとめ中の「活断層手引き(仮称)」について紹介された。来年度以降、「活断層手引き(仮称)」の公表に応じて JEAG4601 に取り入れ検討していくこととした。

また,金谷幹事より,改定案作成の各社の執筆分担について参考資料5に基づき紹介された。 電力中央研究所には,全ての項目で協力して頂く事とし,枠を追加修正する。

活断層については、充実するため調整することとするが、今後 24 年度から各チーム毎に課題の抽出等の検討し、年 2 回程度検討会を開催することとした。

#### 6. その他

(1)公衆審査意見への対応について

事務局より,参考資料5に基づき,公衆審査意見に対する基本方針策定タスクによる周知について説明があった。

(2)次回検討会開催予定

次回検討会の開催については、別途事務局から連絡する事とした。

以上